

事 務 連 絡

平成20年6月19日

都道府県後期高齢者医療主管課（部）
指定都市後期高齢者医療主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

厚生労働省保険局総務課
高齢者医療企画室

長寿医療制度の保険料の普通徴収に係る対象範囲の拡大について

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の施行につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先日、「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」に係る取扱いについて事務連絡を送付いたしましたが、今回の見直し策の一つである普通徴収の対象者の拡大について、具体的な要件及び事務処理方法についてまとめましたので、情報提供します。

各広域連合及び市町村におかれましては、本年4月から施行された制度の着実な実施のため、多大なご尽力をいただいている中で、新たなご苦勞をおかけすることとなりますが、今回の見直し方針の趣旨及び内容についてご理解いただくとともに、その円滑な実施に向けてご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、この取扱いについては、今後、変更等があり得るので、その際は、必要に応じてご連絡させていただきます。

都道府県後期高齢者医療主管課（部）におかれては、貴管内の市町村への周知をお願いいたします。

長寿医療制度の保険料の普通徴収に係る対象範囲の拡大について

- 平成20年6月12日の政府・与党とりまとめ「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」において、長寿医療制度の保険料の年金からの徴収について、以下の場合、被保険者からの申し出により普通徴収ができることとされたところ。
 - ① 国保の保険料を確実に納付していた者（本人）が口座振替により納付する場合
 - ② 連帯納付義務者（世帯主又は配偶者）がいる者（年金収入が180万円未満の者）でその口座振替により納付する場合
- 以下、今後の取扱いの変更点・留意点について整理する。

（1）政府・与党とりまとめを受けた判断基準の見直しについて

上記のとりまとめを受け、特別徴収ではなく普通徴収とすることができる者についての取扱いを整理する必要がある。

【具体的判断基準について】

- ① 国保の保険料（税）を直近2年間、滞納なく確実に納付していること
 - ・ 政府・与党とりまとめにおける「確実に納付していた者」という条件について、本来は、時効期間内に滞納がないという条件が適当と思われるが、料については2年の時効であるのに対し、税については5年の時効となっており、これをそのまま基準として用いると取扱いに差が出ることになるため、統一的な基準としては、料方式採用市町村における時効期間にあわせ、2年間とすることとする。
 - ・ 直近2年間に滞納がある場合でも、滞納していることがやむを得ないと判断できる特別の事情がある場合には、基準に該当するものとして取り扱うことも可能とする。
 - ・ 被用者保険に加入していた者は、これまでも保険料を源泉徴収されていたことを鑑み、普通徴収への変更は行わないこととするが、被扶養者であった場合等で、前記基準の②に該当する場合に、認めることとする。
 - ・ 前記基準の②の要件に該当する者については、これまでの保険料納付について、滞納の有無は問わないこととする。
 - ・ 納付の方法については、問わないこととする。
 - ※ なお、条例で定める納期内に納めておらず、結果的に年度内に完納しているような場合には、市町村の判断によるが、確実に口座振替ができる見込みが確認できない限り、特別徴収を行うことが適当と考えられる。（特別の事情で納付が遅れた場合は除く。）
- ② 今後の保険料（税）を口座振替により納付していただくこと
 - ・ 口座振替を確実に行っていただくために、通常は金融機関へ提出する口座振

替依頼書について、申請時に市町村の窓口への提出することを求めることとする。

(2) 事務処理に当たっての留意事項等

○ 被保険者への広報・周知に当たっての留意事項

(1) 20年度の年次処理(20年10月分の年金からの特別徴収開始)

年金保険者からの特別徴収候補者データの送付	・・・20年5月31日迄
特別徴収依頼期限(国保連への提出期限)	・・・20年7月16日迄
依頼したデータの取消依頼(")	・・・20年8月11日迄

- ・ 市町村で特別徴収対象として決定している者あてに、特別徴収の対象者に該当した旨と口座振替納付希望があれば市町村に申し出る旨を通知する必要がある。
- ・ 10月分の特別徴収から切替を行うためには、8月11日の取消依頼期限を念頭に置き、スケジュールを組んだ上、別紙の広報案を参考に広報・周知を行う必要がある。
- ・ 市町村が申し出を受け付ける際には、特別徴収の中止時期や20年度の納付方法、納付期限等について被保険者に十分な説明を行うことが必要である。

(2) 21年度以降の年次処理(10月分の年金からの特別徴収開始)

年金保険者からの特別徴収候補者データの送付	・・・毎年5月末
特別徴収依頼期限(市町村→国保連)	・・・毎年7月15日頃
依頼したデータの取消依頼(市町村→国保連)	・・・毎年8月11日頃

- ・ 市町村で特別徴収対象者を選定した上で、対象者宛に特別徴収の対象者に該当した旨と口座振替納付希望があれば市町村に申し出る旨を通知する必要がある。
- ・ 10月分の特別徴収から切替を行うためには、8月11日の取消依頼期限を念頭に置き、スケジュールを組んだ上、別紙の広報案を参考に広報・周知を行う必要がある。
- ・ 特別徴収の対象者判定を6月上旬に行うとした場合、被保険者宛の特別徴収開始決定通知等周知文書を6月中旬頃に発送し、締切を7月中旬頃とすれば、約1ヶ月間の申出期間が設けられる。

(3) 月次処理(10月分以外の年金からの特別徴収開始)

例：6月補足(4/2~6/1に65歳に到達した者、転出入した者等)→12月開始

年金保険者からの特別徴収候補者データの送付	・・・毎年8月20日迄
特別徴収依頼期限(市町村→国保連)	・・・毎年10月11日頃
依頼したデータの取消依頼(市町村→国保連)	・・・不可能

- ・ 事務の流れは基本的に（１）及び（２）と同様であるが、年次処理とは異なり、特別徴収依頼期限後の取消依頼ができないため、スケジュールを設定する上では注意が必要である。
- ・ 月次補足の対象者は、基本的に、①65歳到達者と②住所変更者がほとんどと考えられるため、事務処理上の工夫として、例えば、①については、補足期間内に65歳に到達する者を対象に、あらかじめ申出期間に関するお知らせを送付する等周知を図る、②については資格取得届の提出時点で申出を受け付ける（申出後、滞納した場合は、申出がなかったものと扱う）等の対応を行うことで、周知の充実、事務負担の軽減を図ることが可能と思われる。

○ 新規資格取得者の「納付実績」の要件について

- ・ 転入等の事由により当該広域連合の長寿医療制度に新規加入した場合の「納付実績」の判断については、他広域連合における保険料の領収書や、通帳を確認し、毎月の納期限に口座振替がされているかを確認するなど、できるだけ納付の実績を把握するよう努めること。
- ・ ただし、確認できるものがない場合など、市町村の判断で今後確実な収納が図れると見込まれる場合には、申し出を認めることもやむを得ないものとする。

○ 申し出により口座振替となった者が滞納した場合の対応

- ・ 普通徴収から特別徴収への切替は、基本的に年1回（10月分の年金から）しかできないため、口座振替申出者が滞納した場合、特別徴収への切替は翌年度の10月分の年金からとなる。
- ・ 仮に、翌年度の対象者判定時期までに滞納が解消されていた場合、特別徴収にするかどうかは、今後確実に納付する見込みがあるかどうかを考慮の上、市町村の判断に委ねることとする。

○ 一度、申し出を受理した場合の翌年度以降の対応について

- ・ 基本的には、口座振納付の申し出を受け付けた場合、特段本人から特徴希望の申し出がない限りは、翌年度以降も特別徴収は実施しないこととなる。
- ・ そのため、市町村においては、口座振納付申出者について特別徴収を誤って依頼しないよう、フラグを立てるなどのシステム改修を行い、管理する必要が生じる。

政府決定（平成20年6月12日）に基づく
長寿医療制度の保険料のお支払い方法の変更について

長寿医療制度の保険料について、本年4月より年金からお支払いいただいている方、又は本年10月より年金からお支払いいただく予定となっている方のうち、以下のいずれかの要件を満たす方は、〇〇課の窓口へお申し出いただくことにより、保険料を口座振替によりお支払いいただくことが可能となります。

- ① 国民健康保険の保険料を確実に納付していた方（本人）が口座振替により納付する場合
- ② 世帯主又は配偶者がいる方（年金収入が180万円未満の方）でその口座振替により納付する場合

〇〇課の窓口にお申し出いただいた後、速やかに10月分の年金からのお支払いを中止する手続きを行いますが、●月▲日を過ぎてお申し出いただいた場合は、10月分の中止手続きに間に合いませんので、お申し出いただく時期により12月分以降の年金から中止させていただくこととなります。ご了承下さい。

本件に関するお問い合わせは
〇〇〇課 電話〇〇〇（〇〇〇）〇〇〇〇

事 務 連 絡

平成20年6月19日

都道府県後期高齢者医療広域連合事務局 御中

厚生労働省保険局総務課

高齢者医療企画室

保険料の均等割軽減対象者に係る対応案の追加について

標準システムでは、保険料の軽減措置について異動賦課時に対応することとしていますが、対応可能と判断される広域連合においては、均等割軽減（8.5割）についてのみ、下記のとおり確定賦課で対応する運用方法がありますので、取り急ぎお知らせいたします。

記

○ 標準システムにおける共通テーブル（TZ04M002保険料率情報）の「均等割7割減額」に、保険料の端数整理をした上で軽減額を入力し、7割軽減から8.5割軽減に変更する処理を行う。

- ・ 確定賦課において均等割を8.5割軽減で算定するため、異動賦課時も同額のため保険料額変更決定通知書は出力されません（他の変更がない場合）。
- ・ 異動賦課後の対象者のCSVデータは出力されないため（他の変更がない場合）、確定賦課時に対象者の把握をしておく必要があります。
- ・ 不均一賦課地区が存在する場合は、均等割軽減額の検討が必要です。
- ・ 十分なテストは行ってください（市町村との連携テストも行うことが望ましいです）。
- ・ 別途、条例改正は必要になります。

照会先；高齢者医療企画室 中村

03-5253-1111（内線3237）

「テーブルメンテナンス 操作ガイド」

2.3.1 「保険料率情報」画面

TZ04M002 保険料率情報

選択項目

市区町村コード 不均一課税地区コード

業務コード 種別コード

定額定率使用開始年月日 項目テーブルデータ説明

項目テーブルデータ

所得割率	<input type="text" value="14.00"/>	7割軽減基準額	<input type="text" value="330000"/>
均等割額	<input type="text" value="21000"/>	5割軽減基準額	<input type="text" value="245000"/>
均等割7割減額	<input type="text" value="14700"/>	2割軽減基準額	<input type="text" value="960000"/>
均等割5割減額	<input type="text" value="10500"/>	基礎控除額	<input type="text" value="330000"/>
均等割2割減額	<input type="text" value="4200"/>	公的年金等所得控除額	<input type="text" value=""/>
控除限度額	<input type="text" value="600000"/>	減額用年金控除額	<input type="text" value="150000"/>
		平成18年度税制改正用級階控除額	<input type="text" value=""/>
		保険料算結用減額	<input type="text" value="19950"/>

登録 削除 閉じる

図 2-3-2 「保険料率情報」画面

2.3.2 「一部負担割合、負担区分算定情報」画面

TZ04M003 一部負担割合、負担区分算定情報

選択項目

市区町村コード 不均一課税地区コード

業務コード 種別コード

定額定率使用開始年月日 項目テーブルデータ説明

項目テーブルデータ

年金控除額	<input type="text" value="0"/>
-------	--------------------------------

登録 削除 閉じる

図 2-3-3 「一部負担割合、負担区分算定情報」画面